

農業用廃プラスチック類等の適正処理について

上記の廃プラ類の処理については、家庭菜園で使用していたものか、農業（事業活動）で使用していたものかによって排出方法が違います。

★受入判断基準★ 出荷や販売をされています（した）か？

ガーデニングや家庭菜園（収穫した作物を出荷又は販売していない）等で使用していた場合

○ 一般廃棄物なので家庭系で受入できます

農業（事業活動）で使用していた場合

× 産業廃棄物なのでクリーンセンターでは受入できません

※産業廃棄物とは・・・事業活動（出荷用の農作物を栽培している等）に伴って発生した農業用廃プラスチック類（使用済苗箱、ビニールハウスのビニール、マルチ、あぜシート、肥料袋等の農ビや農ポリ）は、農業由来の産業廃棄物に該当するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、事業主自らの責任で適正に処理しなければなりません。

また、廃棄物の不法投棄や不法焼却（野焼き）は法律で禁止されています。

★処理方法★ 産業廃棄物はどこで処理すればいいですか？

毎年、JAレーク滋賀が行っている有料回収（JAの組合員限定）をご利用いただくか、産業廃棄物を処理できる業者（下記参考）へ必ず事前にお問い合わせください。（有料）

野洲市内産業廃棄物処理業者

・（株）丸池	野洲市大篠原	☎587-6516
・（株）赤坂組	野洲市大篠原	☎586-6288
・ I K ウェイスト（株）	野洲市辻町	☎587-5955

それでも、ご不明な点は、滋賀県産業資源循環協会 ☎521-2550 にお尋ねいただきますようお願いいたします。

家庭菜園と農業

家庭菜園は家のベランダや庭先や空き地などを利用して、個人が趣味として行う野菜畑のことです。作った野菜は自宅で消費したり近所に配ったりするのが一般的で、収入等営利目的で行われる農業とは区別されます。

農業は作物を栽培し、収穫した作物の出荷や販売により、収入利益を伴う事業活動です。野菜や果物、穀物などの栽培だけでなく、花き、茶、桑などの栽培や畜産も含まれます。

野洲市役所 野洲クリーンセンター 588-0568
環境課 587-6003
農林水産課 587-6004